

**62.1%の企業に発明に対する報奨金制度があり、うち3分の2が実績補償を実施  
最近5年間に3割の企業が報奨金額を引き上げ・今後、引き上げを予定している企業も約4割  
発明等を報奨金以外の処遇にも反映する企業は72.3%**

～「従業員の発明に対する処遇について」(労働に関するWEB企業調査)～

### 調査の概要

本調査は、企業における発明など知的財産の重要度の高まりを背景として、従業員の発明に対する処遇の規定や制度の実態、企業の問題意識、今後の対応等について明らかにすることを目的に実施したものである。

上場企業と店頭登録企業合わせて3591社に調査への協力をお願いし、そのうちの240社から協力をいただいた。調査の実施期間は、平成14年8月1日～8月23日である。

なお、本調査は対象企業に調査依頼状を郵送し、WEB上に構築した調査システムを通してオンラインで回答を提出していただいた。

### 調査結果の概要

#### < 骨子 >

#### 1. 発明、考案、意匠など知的財産の状況

##### (1) 半数以上の企業が「特許権」や「実用新案権」、「意匠権」を取得

従業員の発明などによって特許権を取得したことがある企業は66.7%、実用新案権は59.2%、意匠権は54.6%と半数を超える(図1)。

産業別に特許の取得状況をみると、特に製造業で約9割と高い(図2)。

最近5年間の特許等の出願件数は0件が23.3%を占めるが、「1000件以上」も1割強あった(図3)。

##### (2) 54.2%の企業が、特許等は経営上不可欠と回答

特許等が経営上、「不可欠である」とする企業は54.2%、「あるほうがよい」も30.0%を占めるなど、企業は特許等を重視している(図4)。企業規模別にみると従業員規模別には1,000人以上の企業で、産業別には製造業で「不可欠」とする企業の割合が高くなっている(図5、図6)。

#### 2. 従業員の発明等に関する規定

##### (1) 6割強の企業で特許権の規定を明文化、出願権の取扱いが使用者に権利承継がほとんどを占める

特許権等の取扱いについて64.6%の企業は「明文の規定がある」一方で、「規定も慣行もない」という企業も29.2%あった(図7)。特許権等を取得したことがある企業では、85.2%が明文の規定を設けている(図8)。

また、特許等の出願権の取扱いについては89.9%の企業が「発明者等から使用者に権利を全て承継する」としている(図12)。

## (2) 6割の企業が発明等に対する報奨金を明文規定

発明等に対する報奨金について「明文の規定がある」のは62.1%、「規定も慣行もない」という企業も34.6%あった(図13)。特許権等を取得したことがある企業では81.7%が明文の規定を設けている(図14)。

報奨金の支払い時点は、「特許等の出願時」が85.4%、「特許等の登録時」が77.8%、「自社実施時」が61.8%、「他社へ実施許諾・権利譲渡時」が41.7%だった(図17)。

また、「特許出願時」や「特許登録時」の報奨金の金額は、一律定額としている企業が、「自社実施時」や「他社への実施許諾・権利譲渡時」では評価に基づいて金額を決定する企業の割合がそれぞれ高くなっている(表)。

特許出願時、特許登録時に一律で支払う場合の平均金額はそれぞれ8,977円、22,588円、自社実施時に評価により金額を決定している場合は上限の平均約355.2万円～下限の平均約3.0万円、他社への実施許諾・権利譲渡時に評価により金額を決定している場合は上限の平均約494.8万円～下限の平均約4.5万円となっている。

## (3) 報奨金制度の意義は「発明へのインセンティブ」「発明等の対価」、6割の企業が問題点を指摘

報奨金制度の意義は「従業員の発明へのインセンティブを高める」(77.1%)、「発明等の対価」(65.0%)などをあげる企業が多い(図18)。

また、報奨金制度に「問題点がある」と答えた企業は57.3%で、その内容は「発明等の対価にふさわしい内容になっていない」(46.7%)、「発明等のインセンティブになっていない」(41.1%)などとなっている(図19、図20)。

## 3. 従業員の発明等に対する処遇

### (1) 約7割の企業で発明等をその他の処遇にも反映、処遇の内容は「表彰」や「賞与・一時金」など

発明等が報奨金以外の処遇に反映されるかをたずねたところ、「一部は反映される」が59.0%、「ほとんどの場合反映される」が13.3%だが、「ほとんど・まったく反映されない」も3割近くあった(図21)。

反映するとした企業の処遇の具体的内容は、「表彰」60.3%、「賞与・一時金」58.1%、「昇給」47.1%などとなっている(図22)。

### (2) 過去5年間に報奨金額引き上げなど制度を充実した企業は3割、今後の変更予定では35.7%が報奨金額引き上げなど制度の充実を予定

発明等に対する処遇について、過去5年間に変更をしたかを聞いたところ、6割近くが「特に変更はない」とするが、「発明等へのインセンティブを高める観点から報奨金の支給額引き上げなど制度を充実」「発明等の対価の見直しの観点から報奨金の支給額引き上げなど制度を充実」のいずれか一つでも選択した企業は約3割あった(図23)。

また、今後変更の予定があるかを聞いたところ、約半数が「特に変更はない」としているが、「発明等へのインセンティブを高める観点から報奨金の支給額引き上げなど制度を充実」「発明等の対価の見直しの観点から報奨金の支給額引き上げなど制度を充実」のいずれか一つでも選択した企業は35.7%となっている(図24)。

また、発明等の処遇への反映と全般的な処遇方針をみると、「主として能力主義を重視」する企業ほど発明等が報奨金以外の処遇に反映される割合が高くなっている(図25)。

#### (注)

今回の調査は、発明のほか、実用新案の考案、意匠の創作、登録品種の育成を対象としています。調査中の「発明等」とは、発明、考案、創作、育成を意味します。

同様に、「特許(権)等」とは、特許(権)、実用新案(権)、意匠(権)、登録品種(の育成者権)を意味します。

報奨金とは、報償金、補償金、表彰金、褒賞金など、企業により異なった名称になっているものを含みます。

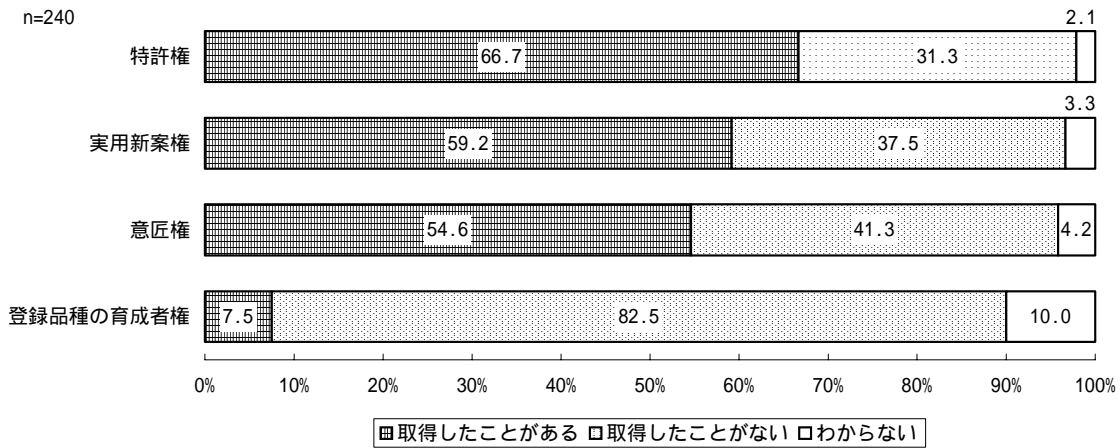
# 1. 発明、考案、意匠など知的財産の状況

## (1) 特許権等の取得・出願状況

### 【特許権、実用新案権、意匠権、登録品種の育成者権の取得状況】

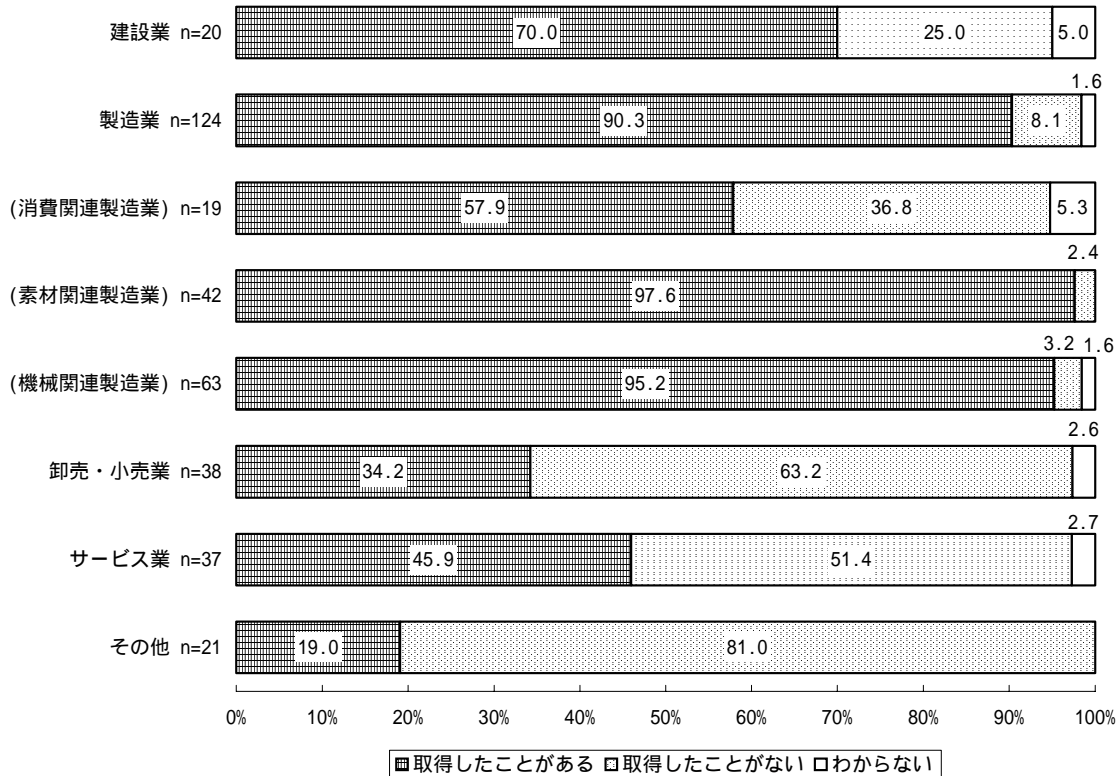
約半数の企業が従業員による発明等によって特許権、実用新案権、意匠権を取得したことがある。

図 1 特許権等の取得状況



このうち特許権の産業別取得割合をみると、特に素材関連製造業、機械関連製造業で取得率が9割を超え際立って高い。

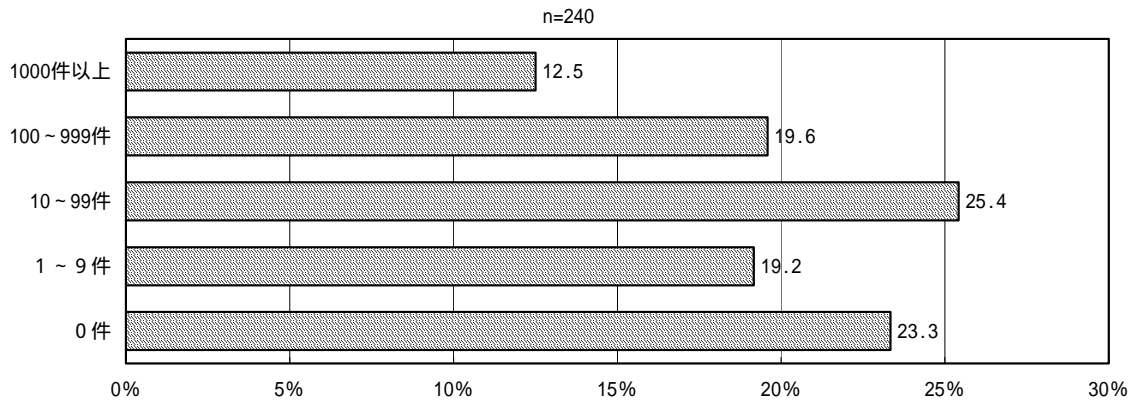
図 2 産業別にみた特許権の取得状況



### 【特許等の出願件数(最近5年間の合計)】

特許等の最近5年間の出願件数の合計は、「0件」が23.3%、「10～99件」が25.4%、「1～9件」が19.2%などで、「1000件以上」の企業も12.5%あった。

図3 最近5年間の特許等の出願件数

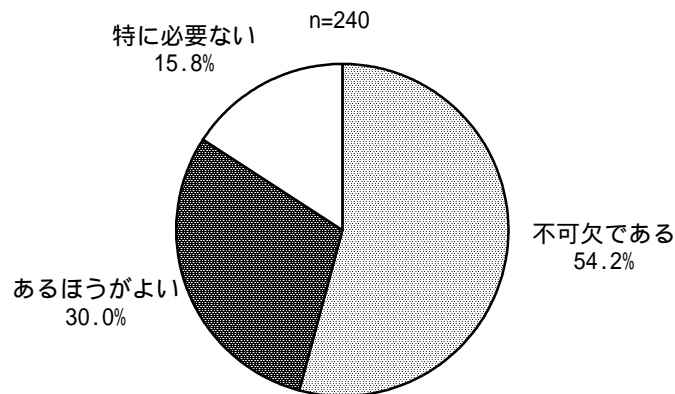


### (2)特許権等の重要度

#### 【特許等の経営上の重要度】

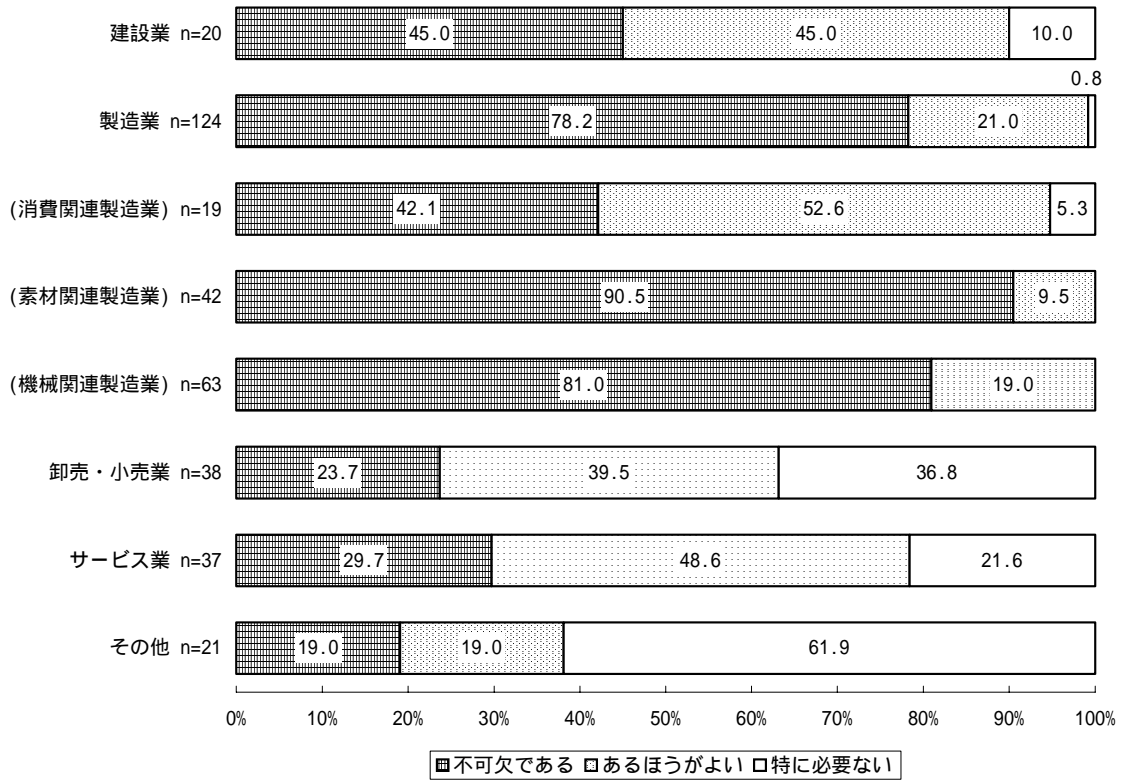
特許等が企業の経営上、「不可欠」という企業は約半数と最も多く、「あるほうがよい」30.0%、「特に必要ない」15.8%となっている。

図4 特許等の経営上の重要度



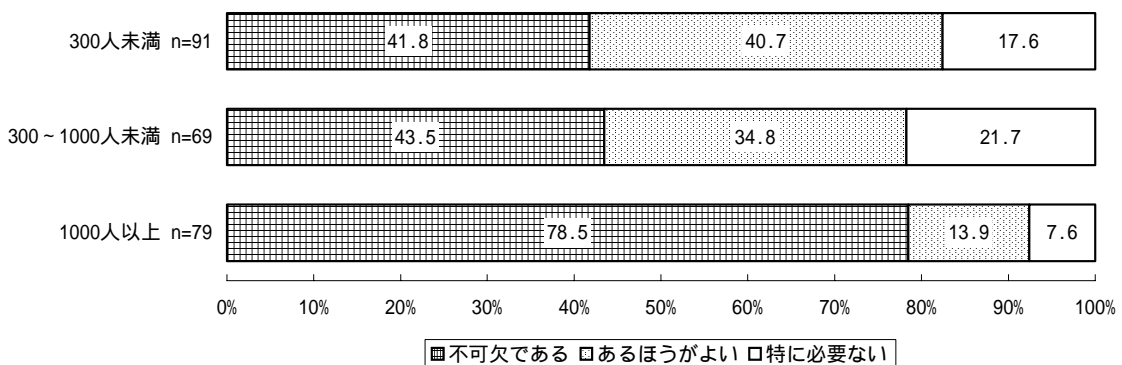
これを産業別にみると、機械関連製造業や素材関連製造業で「不可欠である」が8割を超えて特に高くなっている。

図 5 産業別にみた特許等の重要度



従業員規模別にみると、1,000人以上の企業では「不可欠である」とする割合が8割を占める。

図 6 従業員規模別にみた特許等の経営上の重要度



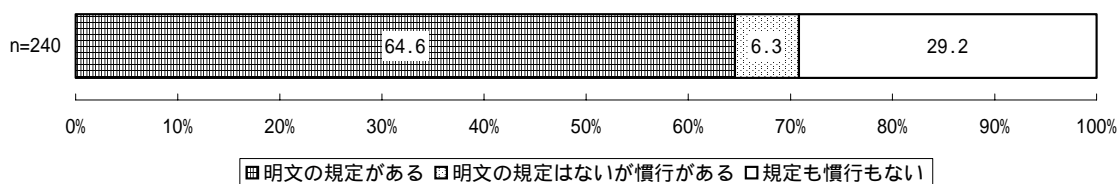
## 2. 従業員の発明等に関する規定

### (1) 特許権等の取扱い

#### 【特許権等の取扱いに関する規定】

特許(出願)権等の取扱いについて何らかの規定があるかどうかを聞いたところ、「明文の規定がある」が 64.6%を占めた。「明文の規定はないが慣行がある」は 6.3%で、「規定も慣行もない」は約3割だった。

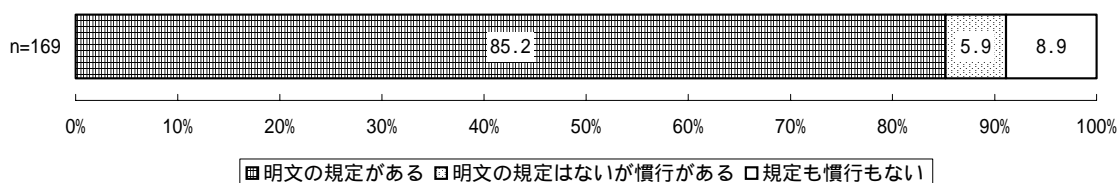
図 7 特許権等の取扱いの規定



これを、特許権・実用新案権・意匠権・登録品種の育成者権をいずれか1つでも取得したことがあると回答した企業に限ってみると、85.2%が明文の規定を設けている。

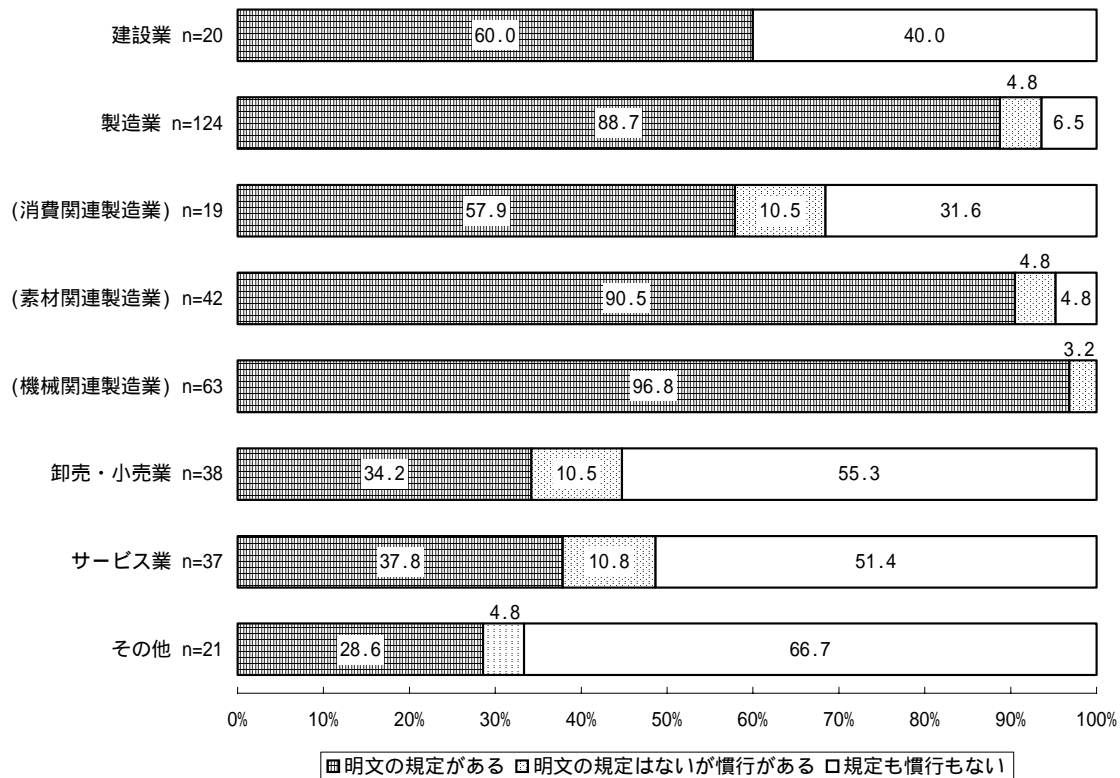
図 8 特許権等の取扱いの規定

【図 1で特許等をいずれか1つでも取得したことがあると回答した企業】



また、産業別にみると、特に機械関連製造業では 96.8%とほとんどの企業が明文の規定を設けている。

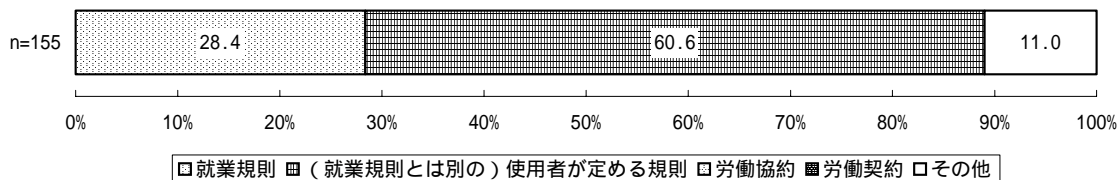
図 9 産業別にみた特許権等の取扱いの規定



「明文の規定がある」と答えた企業に規定の性質を聞いたところ、「(就業規則とは別の)使用者が定める規則」(60.6%)、「就業規則」(28.4%)、「その他」(11.0%)となっている。

図 10 規定の性質

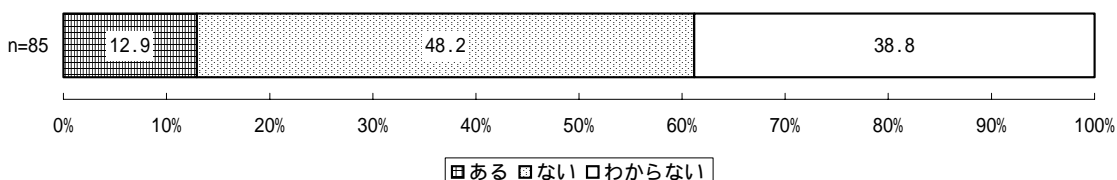
【図 7で「明文の規定がある」と回答した企業】



(注)「労働協約」、「労働契約」は該当なし。

また、明文の規定を設けていない企業（「明文の規定はないが慣行がある」企業及び「規定も慣行もない」企業）に、今後の規定の策定予定を聞いたところ、「ない」が 48.2%、「わからない」が 38.8%で、「ある」は 12.9%にとどまる。

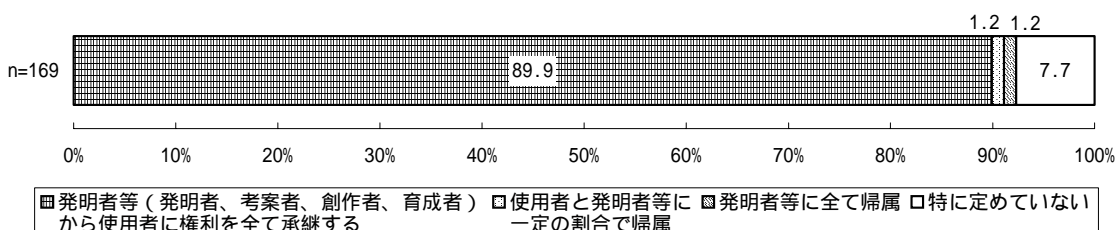
図 11 今後、規定を策定する予定の有無  
【図 7で「明文の規定はないが慣行がある」、「規定も慣行もない」と回答した企業】



### 【発明等に関する特許等の出願権の取扱い】

「明文の規定」または「慣行」がある企業に、発明等に関する特許等の出願権の取扱いについて聞いたところ、「発明者等から使用者に権利を全て承継する」が約9割を占める。「特に定めていない」は 7.7%だった。

図 12 発明等に関する特許等の出願権の取扱い  
【図 7で「明文の規定がある」、「明文の規定はないが慣行がある」と回答した企業】

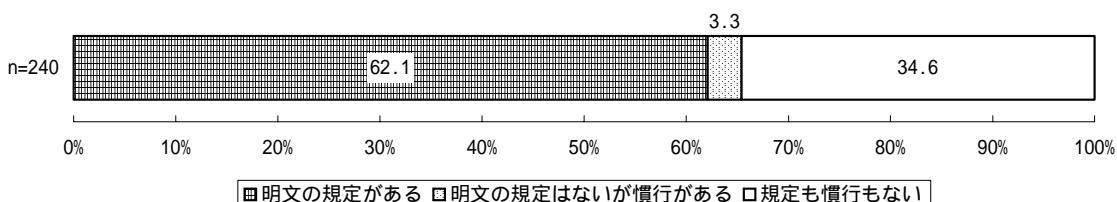


## (2)発明等に対する報奨金について

### 【報奨金の規定】

報奨金の規定については、「明文の規定がある」が約 6 割を占める。「明文の規定はないが慣行がある」は 3.3%で、「規定も慣行もない」は 34.6%だった。

図 13 発明等の報奨金の規定

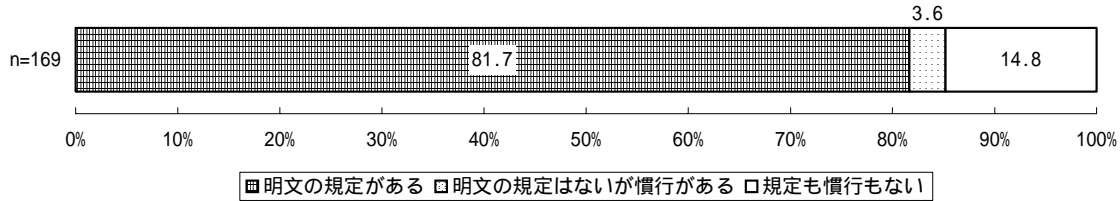




これを、特許権・実用新案権・意匠権・登録品種の育成者権をいずれか1つでも取得したことがあると回答した企業に限ってみると、81.7%が明文の規定を設けている。

図 14 発明等の報奨金の規定

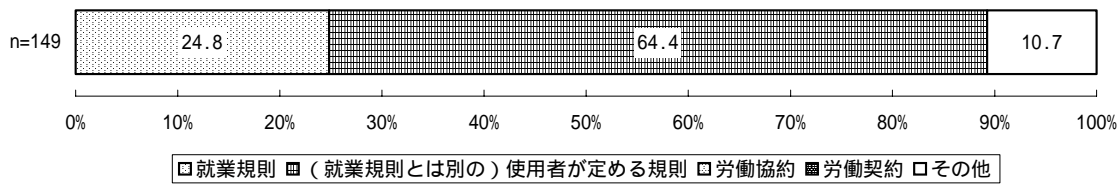
【図 1で特許等をいずれか1つでも取得したことがあると回答した企業】



「明文の規定がある」と答えた企業に規定の性質を聞いたところ、「(就業規則とは別の)使用者が定める規則」(64.4%)、「就業規則」(24.8%)、「その他」(10.7%)となっている。

図 15 報奨金の規定の性質

【図 13で「明文の規定がある」と回答した企業】

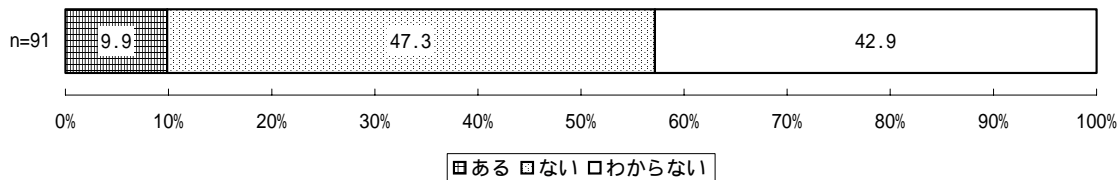


(注)「労働協約」、「労働契約」は該当なし。

また、明文の規定を設けていない企業(「明文の規定はないが慣行がある」企業及び「規定も慣行もない」企業)に今後の規定の策定予定を聞いたところ、「ない」が47.3%、「わからない」が42.9%で、「ある」は9.9%だった。

図 16 今後、報奨金についての規定を策定する予定の有無

【図 13で「明文の規定はないが慣行がある」、「規定も慣行もない」と回答した企業】



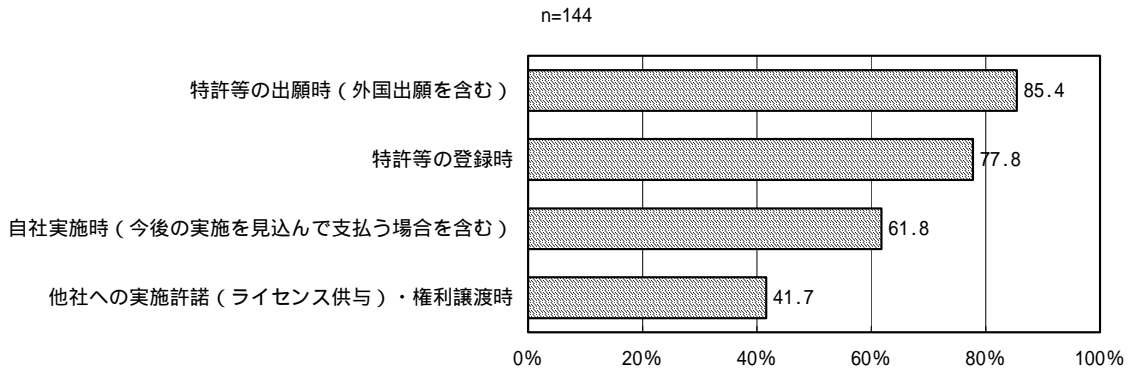
## 【報奨金の支払い】

報奨金について「明文の規定」または「慣行」があると答えた企業に、報奨金の支払い方について聞いた。

報奨金の支払い時点は、「特許等の出願時(外国出願を含む)」が 85.4%と最も多く、「特許等の登録時」77.8%、「自社実施時(今後の実施を見込んで支払う場合を含む)」61.8%、「他社への実施許諾(ライセンス供与)・権利譲渡時」41.7%となっている。

図 17 報奨金の支払い時点(複数回答)

【図 13で「明文の規定がある」、「明文の規定はないが慣行がある」と回答した企業】



報奨金の支払い時点の組み合わせをみると、4つの時点で全て支払う企業が 29.9%で最も多い。「特許等の出願時」と「特許等の登録時」の2時点で支払うとする企業が 21.5%、「特許等の出願時」「特許等の登録時」「自社実施時」の3つの時点で支払う企業が 14.6%と続く。

また、「自社実施時」または「他社への実施許諾時」のいずれか一方または両方の時点で支払いを行っている企業(いわゆる「実績補償」を行っている企業)は 66.7%となっている。

報奨金の支払い時点別に、金額の決定方法(一律定額か評価に基いて決定か)、金額(評価に基いて決定の場合は上限と下限)及び支払い実績件数を聞いた。

特許出願時や特許登録時では一律定額を支払う企業が、自社実施時や他社への実施許諾・権利譲渡時では評価に基いて金額を決定する企業の割合が高くなっている。

なお、一律定額の場合や、支払額の上限額・下限額を定めている場合の支払い単位は、「1件当たり」(1製品当たりまたは1特許当たり)としている企業が9割以上で、「1人当たり」の額を定めている企業は少ない。

表 1 報奨金支払い時点別金額決定方法、金額及び支払い実績件数

特許出願時 (n=118)		
・一律 (80.5%)		平均 8,977円
・評価 (19.5%)		平均 (上限・下限) 134,000 ~ 56,900 円
過去5年間の支払い実績 (n=106)		平均 730件
特許登録時 (n=107)		
・一律 (79.4%)		平均 22,588円
・評価 (20.6%)		平均 (上限・下限) 134,059 ~ 10,778 円
過去5年間の支払い実績 (n=97)		平均 280件
自社実施時 (n=86)		
・一律 (9.3%)		平均 97,667円
・評価 (90.7%)		平均 (上限・下限) 3,552,308 ~ 30,367 円
過去5年間の支払い実績 (n=69)		平均 252件
他社への実施許諾・権利譲渡時 (n=54)		
・一律 (1.9%)		平均 -
・評価 (98.1%)		平均 (上限・下限) 4,948,333 ~ 44,661 円
過去5年間の支払い実績 (n=49)		平均 18件

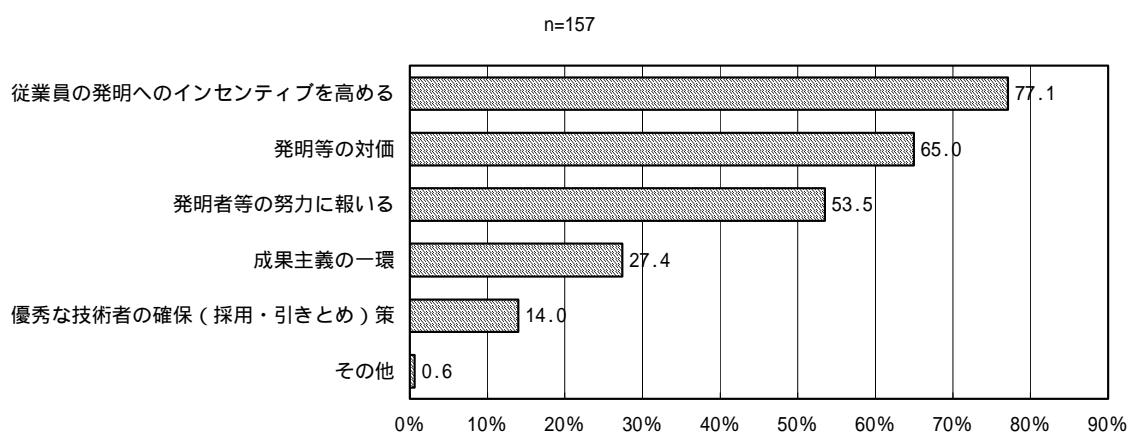
### (3)報奨金制度の意義と課題

#### 【報奨金制度の意義】

報奨金について「明文の規定」または「慣行」があると答えた企業に、報奨金制度の意義について聞いたところ(複数回答)、「従業員の発明へのインセンティブを高める」を8割弱の企業が指摘、「発明等の対価」(65.0%)、「発明者等の努力に報いる」(53.5%)も高くなっている。

図 18 報奨金制度の意義(複数回答)

【図 13で「明文の規定がある」、「明文の規定はないが慣行がある」と回答した企業】



## 【報奨金制度の問題点】

一方、報奨金について「明文の規定」または「慣行」があると答えた企業に、報奨金制度に問題点があるかどうかを聞いたところ、57.3%の企業が「問題がある」としている。その内容は(複数回答)、「発明等の対価にふさわしい内容になっていない」「発明等のインセンティブになっていない」がともに4割を超えている。以下、「技術者が不満を持っている」(36.7%、うち約8割が額の不満)、「報奨金額の決定が困難」(36.7%)などとなっている。

図 19 報奨金制度の問題点の有無

【図 13で「明文の規定がある」、「明文の規定はないが慣行がある」と回答した企業】

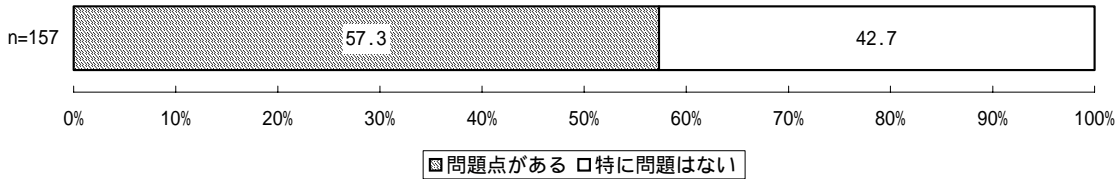
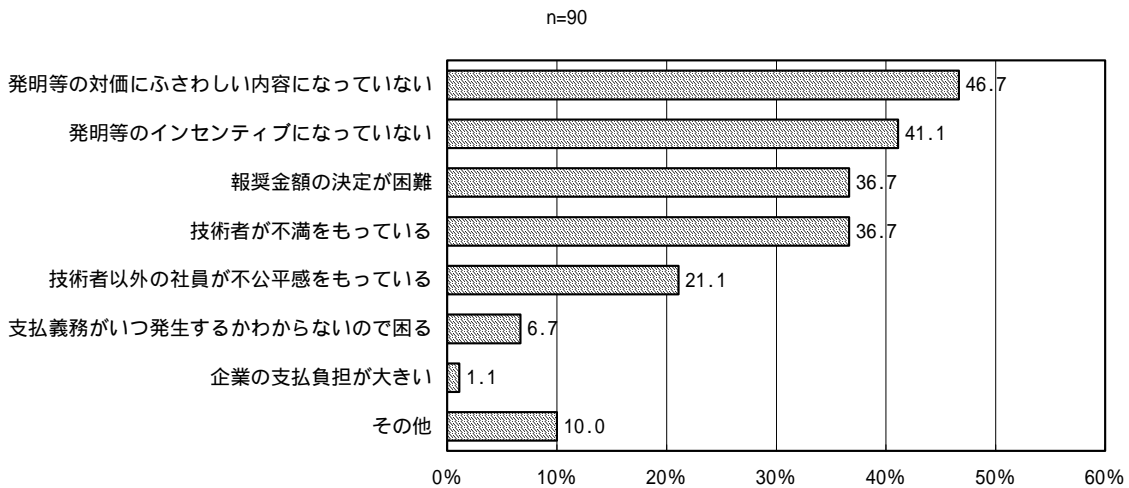


図 20 報奨金制度の問題点の内容(複数回答)

【図 19で「問題点がある」と回答した企業】



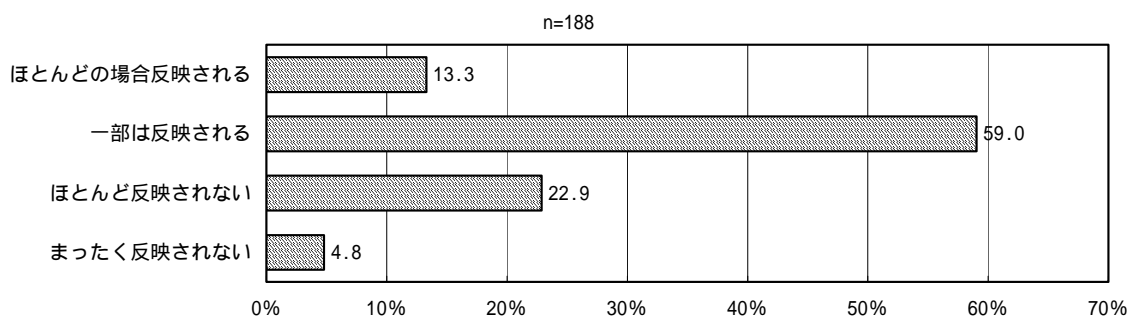
### 3. 従業員の発明等に対する処遇

#### (1) 発明等に対する処遇

##### 【発明等の処遇への反映】

発明等が、報奨金以外の処遇に反映されるかについては、「一部は反映される」が約6割と最も多いものの、「ほとんど反映されない」も22.9%だった。「ほとんどの場合反映される」は13.3%となっている（「該当する従業員がいない」企業を除く）。

図 21 発明等に対する報奨金以外の処遇への反映の有無

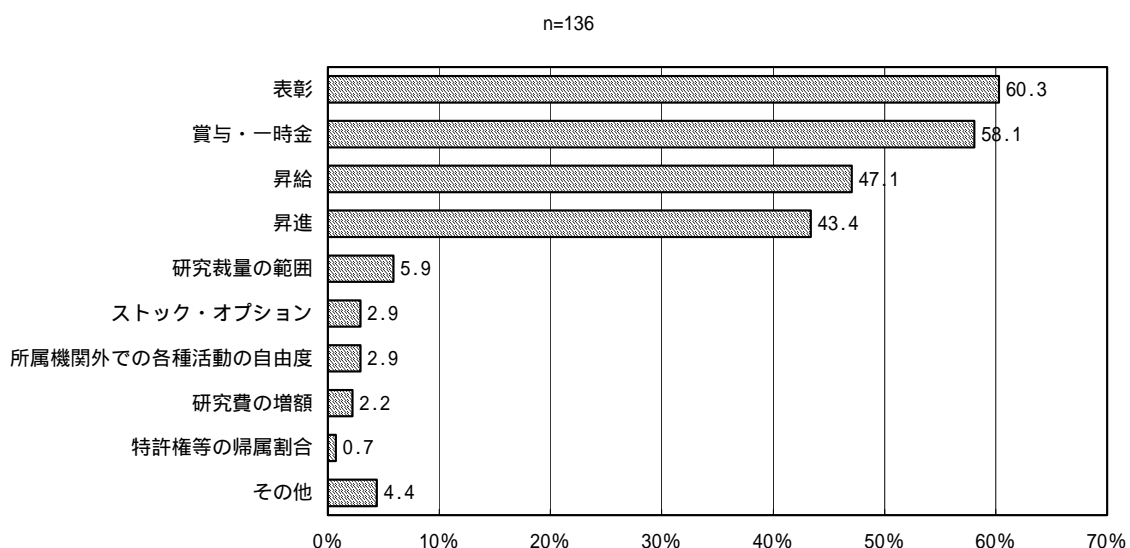


##### 【処遇の具体的な内容】

処遇への反映が「ほとんどの場合反映される」「一部は反映される」とした企業に、その具体的な内容を聞いたところ、「表彰」60.3%、「賞与・一時金」58.1%、「昇給」47.1%などとなっている。

図 22 反映される処遇の具体的な内容

【図 21で「ほとんどの場合反映される」、「一部は反映される」と回答した企業】

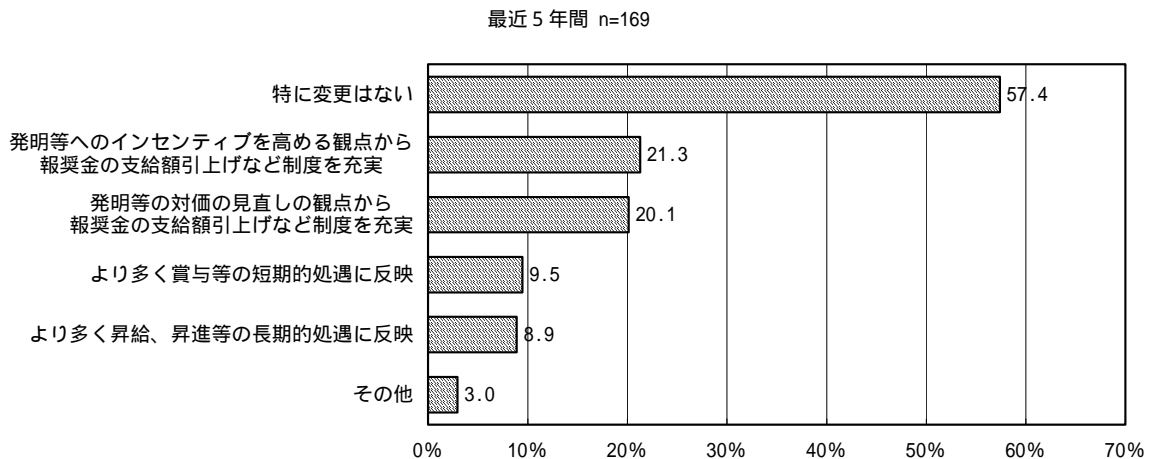


## (2) 処遇の変更・今後の見直し

### 【発明に対する処遇の変更(過去5年間)】

従業員発明に対する処遇を過去5年間で変更したかどうか、該当する従業員がいる企業にたずねたところ、「特に変更はない」が6割弱を占める。「発明等へのインセンティブを高める観点から報奨金の支給額引き上げなど制度を充実」、「発明等の対価の見直しの観点から報奨金の引き上げなど制度を充実」はそれぞれ2割で、この二つの回答のいずれか一つでも選択した企業は29.6%となっている。

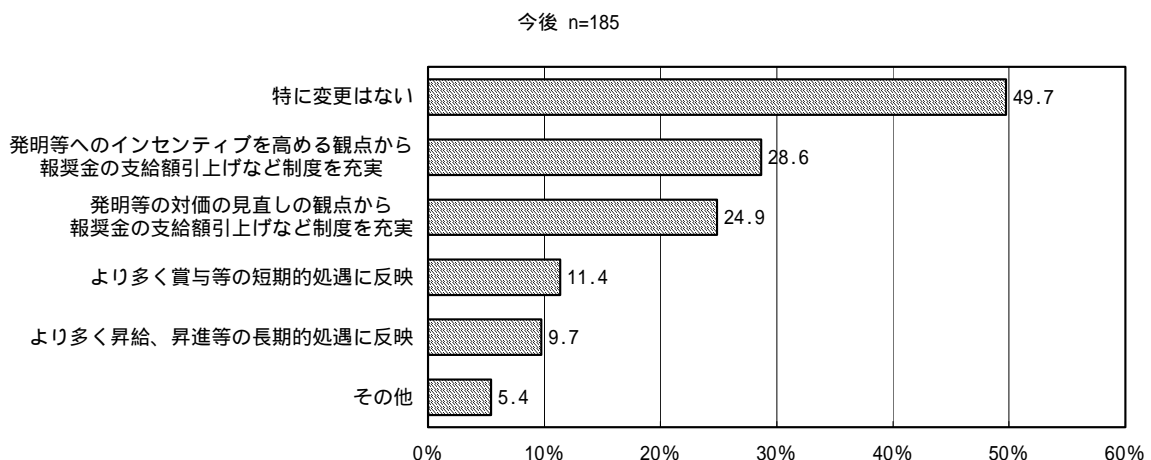
図 23 発明に対する処遇の変更・過去5年間(複数回答)



### 【発明に対する処遇の変更(今後)】

従業員発明に対する処遇を今後変更する予定があるかどうか、該当する従業員がいる企業にたずねたところ、「特に変更はない」が5割を占める。「発明等へのインセンティブを高める観点から報奨金の支給額引き上げなど制度を充実」は3割弱、「発明等の対価の見直しの観点から報奨金の引き上げなど制度を充実」が4分の1、この二つの回答のいずれか一つでも選択した企業は35.7%となっている。一方、報奨金以外の処遇の充実を予定している企業は少ない。

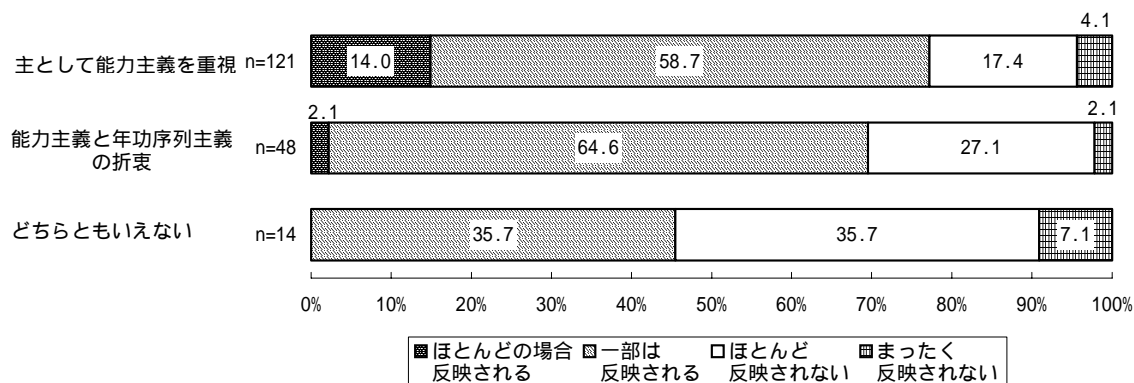
図 24 発明に対する処遇の変更・今後の予定(複数回答)



### 【全般的処遇方針と発明に対する処遇の関係】

研究開発担当者の全般的な処遇方針(能力主義重視、折衷、どちらともいえない)別に、発明等の処遇への反映をみると、「主として能力主義を重視」する企業では、発明等が報奨金以外の処遇に反映される割合が高くなっている。

図 25 処遇への反映と全般的処遇方針



(参考表) 回答企業の構成

		回答企業 240	(参考) 調査対象企業 3591
産業	建設業	20	239
	製造業計	124	1715
	（消費関連）	19	374
	（素材関連）	42	615
	（機械関連）	63	726
	卸売・小売業	38	710
	サービス業	37	455
	その他	21	472
資本金規模	50 億円以上	94	1366
	10～50 億円未満	98	1493
	10 億円未満	48	731
従業員規模	1000 人以上	79	1057
	300～1000 人	69	1367
	300 人未満	91	1159

(注) 回答企業のうち 1 社は従業員規模が不明、また、調査対象企業のうち 1 社は資本金規模が不明、8 社は従業員規模が不明である。